

山武市地域防災計画

総則編

目 次

第1章 基本事項	1
第1節 計画の目的	3
第1 計画の目的	3
第2 計画の構成	3
第3 他の計画との関係	3
第4 計画の修正	4
第2節 計画の基本方針	5
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第1 山武市	7
第2 一部事務組合	7
第3 千葉県	8
第4 指定地方行政機関	8
第5 自衛隊	12
第6 指定公共機関	12
第7 指定地方公共機関	13
第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	14
第9 市民及び事業所等	16
第2章 災害の想定	19
第1節 地勢概要等	21
第1 位置	21
第2 自然環境	21
第3 社会環境	21
第4 災害履歴	22
第2節 災害の想定	27
第1 地震・津波の想定	27
第2 洪水浸水の想定	29
第3 土砂災害の想定	35
第4 大規模事故の想定	35

第1章 基本事項

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、山武市防災会議が作成する計画であり、山武市（以下「市」という。）の市域に係る防災対策に関し、市、千葉県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公的団体等が処理すべき事務及び業務の大綱を定めるとともに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定め、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

構成		記載内容
総則編		基本方針、各機関の業務大綱、計画の前提となる災害の想定などを定める。
地震・津波災害編	第1章 災害予防計画	防災広報、訓練、備蓄、施設整備など、地震・津波の発生に備えて平常時に行うべき予防対策を定める。
	第2章 災害応急対策計画	災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの応急対策を定める。
	第3章 災害復旧・復興計画	被災者の生活再建、各施設などの復旧、復興計画の取り組みを定める。
	附編1 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震の臨時情報が発表されたときの対応を定める。
	附編2 日本海溝、千島海溝型地震防災対策推進計画	北海道・三陸沖後発地震の注意情報が発表されたときの対応を定める。
風水害等編	第1章 災害予防計画	防災広報、施設整備など風水害に備えて平常時に行うべき予防対策を定める。
	第2章 災害応急対策計画	災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの応急対策を定める。
	第3章 災害復旧・復興計画	被災者の生活再建、各施設などの復旧、復興計画の取り組みを定める。
大規模事故編	第1章 大規模事故体制	大規模事故に対する体制を定める。
	第2章 大規模事故対策計画	大規模事故に対する予防対策及び応急対策を定める。

第3 他の計画との関係

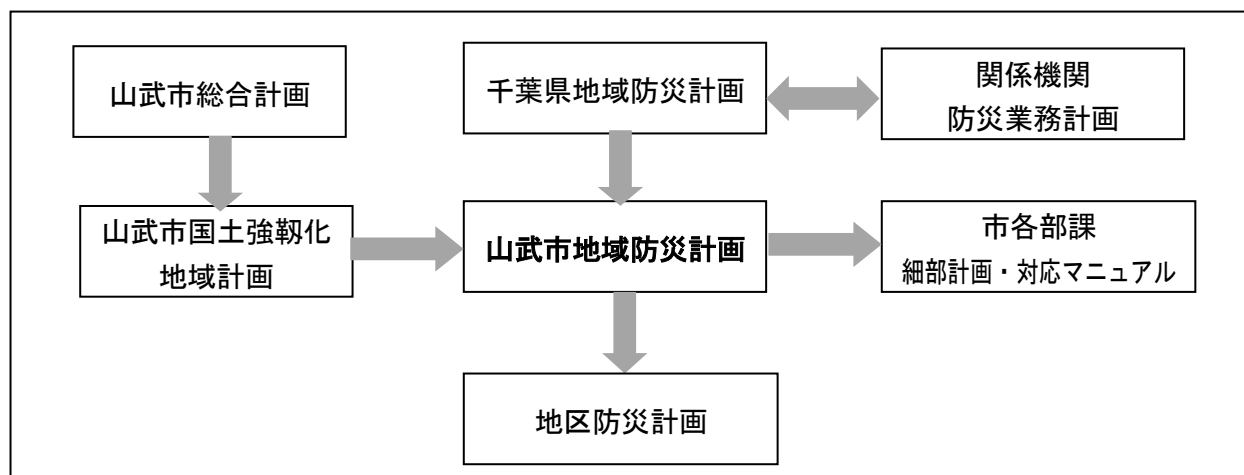
本計画は、市の地域に係る災害対策に関する総合計画であり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図る。

また、市の政策を定める総合計画や地域の強靱化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された山武市国土強靱化地域計画との整合を図る。

さらに、地域における共助による防災活動を推進するため、本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の3に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。

その他、防災対策の推進や詳細行動については、各部課で作成する対策別計画や対応マニュアルによるものとする。

〈地域防災計画等の体制〉



〈市の細部計画・対応マニュアル等の状況〉

担当部課	細部計画・対応マニュアル等の名称
総務部消防防災課	業務継続計画
総務部消防防災課	受援計画
総務部消防防災課	山武市災害時職員初動マニュアル
総務部消防防災課	山武市避難行動要支援者支援計画
総務部消防防災課	山武市津波避難計画
総務部消防防災課	避難所運営マニュアル
総務部消防防災課	福祉避難所運営マニュアル
建設環境部環境保全課	山武市災害廃棄物処理計画
建設環境部都市整備課	山武市被災建築物応急危険度判定「震前判定計画書」
建設環境部都市整備課	山武市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル
建設環境部都市整備課	山武市被災建築物応急危険度判定コーディネーター業務マニュアル
建設環境部都市整備課	千葉県（山武市）応急危険度判定士業務マニュアル
教育部教育総務課	災害時初動対応マニュアル
水道課	水道震災対策計画（危機管理マニュアル）

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において修正し、その要旨を公表する。

なお、軽微な修正事項については、市長の権限において修正できるものとし、直近の防災会議に報告して承認を受けるものとする。

第2節 計画の基本方針

災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、次の方針に基づいて、地域の防災力を向上させ災害に強いまちの実現を図る。

1 地震・津波に強いまちづくり

(1) 地震・津波への対応

東日本大震災においては、地震・津波により蓮沼・成東の海岸地域に被害が集中して発生したが、さらに大きな津波が発生した場合には、内陸の広い範囲への浸水が想定されている。

そこで、想定されている最大クラスの地震・津波の発生に備え、津波避難のための道路及び施設の整備、さらには、建築物の耐震化、液状化対策など、地震・津波に強いまちづくりを推進する。

(2) 風水害への対応

令和元年の一連の風水害において、市内全域で停電・断水が発生した。特に山武地区では、停電とこれに伴う地下水利用世帯の断水が2週間近くに及び、丘陵地域では土砂崩れが発生、作田川や木戸川の越水による住家の床上・床下浸水、道路の冠水と崩壊が発生した。

今後も地球温暖化に伴う気象の変動により、強い勢力を維持したままの台風の接近、線状降水帯、ゲリラ豪雨による土砂災害、洪水が想定される。

このため、源川調整池の整備、河川の改修等を県に要請するとともに長期停電における避難所の電力確保、救援物資の受け入れ施設等の整備を推進する。

2 自助・共助・公助

大規模災害への対応は、行政（公助）だけでは限界がある。市・防災関係機関だけでなく、市民、家庭、区、自治会、自主防災組織が中心となって、「自らの生命は自らが守る」「周囲の人たちと助けあう」との考えにより、行動することが求められる。

そこで、「市民・事業者」「区・自治会、自主防災組織」「市・防災関係機関」が連携して、災害対策を実施する「自助・共助・公助」を基本とする。

3 地域防災力の向上

災害による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが自ら考え行動することや、家庭、住民組織、事業所といった地域が協力して、災害に対応することが必要である。

そこで、過去の災害伝承や防災知識の啓発により、個人及び家庭が災害への備えを行うとともに、自主防災組織等を結成し、地域の危険箇所の把握、防災訓練等を実施することにより、地域防災力を向上させる。

一方、近年の災害では、避難生活において女性への配慮や男女のニーズの違いへの対応が課題とされている。平日の昼間においては、地域の女性も自主防災活動の担い手となることから、普段から自主防災活動への参画を促し、女性の意見を取り入れて、災害時の行動や避難所運営等に留意した対策を実施する。

4 災害時要配慮者の支援

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語が不自由な外国人等の災害時要配慮者は、それ

それぞれの特性に対応した支援が必要になる。特に、災害時は、避難行動や避難生活について様々な支障が生じることとなる。

特に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成、地域による安否確認や避難支援体制の構築などの支援体制を進める。

5 観光客等の帰宅困難者対策

東日本大震災では、鉄道等の公共交通機関の停止や道路の被害により、帰宅困難者の発生が問題となった。本市においては、夏の観光シーズンには、海水浴場やプール等に多くの観光客が訪れ、賑わいを見せている。これらの観光客等に対する津波からの安全避難の確保や帰宅困難となったときの一時滞在などの支援を行う。

6 広域連携体制の構築

大規模な災害が発生した場合は、本市のみの防災力では対応が困難なことが想定される。特に、広域災害の場合は、近隣地域全体が被災するために、応援も分散することが予想される。

そこで、遠隔地自治体との相互応援協定、防災・減災に必要な能力・物資を提供できる企業との協定締結により、災害への備えを充実させ、広域連携体制を強化する。

7 男女共同参画の視点

避難所生活においては更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されている。

被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程 及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、一部事務組合、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 山武市

1 山武市

- (1) 防災に関する施設及び組織の整備並びに防災訓練に関すること。
 - ア 山武市防災会議及び山武市災害対策本部に関すること。
 - イ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。
 - ウ 救出・救助に関すること。
 - エ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
 - オ 被災市営施設の応急対策に関すること。
 - カ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
 - キ 救護、防疫及び保健衛生等に関すること。
 - ク 災害時における文教対策に関すること。
 - ケ 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
- (2) 復旧・復興
 - ア 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。
 - イ 被災施設の復旧に関すること。
 - ウ 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
 - エ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定の協力に関すること。

2 山武市消防団

- (1) 消火、救助活動に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) 避難指示等情報の伝達に関すること。
- (4) 避難誘導に関すること。
- (5) 地域の被害情報の収集、報告に関すること。
- (6) 防災訓練、防災知識の普及、啓発に関すること。
- (7) その他防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関すること。

第2 一部事務組合

1 山武郡市広域行政組合

- (1) 災害時における消防に関すること。
- (2) 救助及び救急活動に関すること。
- (3) 水防活動の協力、援助に関すること。
- (4) 災害時におけるし尿処理に関すること。

- (5) 災害時における火葬に関すること。
- (6) 所管する被災施設の応急対策及び復旧に関すること。
- (7) その他防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関すること。

2 山武都市広域水道企業団、九十九里地域水道企業団

- (1) 水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

3 山武都市環境衛生組合、東金市外三市町清掃組合

- (1) 災害時におけるごみ処理に関すること。
- (2) 所管する被災施設の応急対策及び復旧に関すること。
- (3) その他防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関すること。

第3 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び千葉県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること。
- (9) 災害時における文教対策に関すること。
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (13) 被災施設の復旧に関すること。
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。
- (15) 災害対策に関する自衛隊及び国への派遣要請、隣接都県市間の相互応援協力に関すること。
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること。
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。

第4 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。
- (5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること。

2 関東財務局千葉財務事務所

(1) 立会い関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会いに関すること。

(2) 融資関係

ア 災害つなぎ資金の貸付け（短期）に関すること。

イ 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること。

(3) 国有財産関係

ア 市が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関すること。

イ 市が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関すること。

ウ 市が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付けに関すること。

エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払い又は貸付けに関すること。

オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付け又は譲与に関すること。

カ 市又は県が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。

(4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係

ア 災害関係の融資に関すること。

イ 預貯金の払戻し及び中途解約に関すること。

ウ 手形交換、休日営業等に関すること。

エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること。

オ 営業停止等における対応に関すること。

3 関東信越厚生局

(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。

(2) 関係職員の派遣に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

4 関東農政局

(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。

(2) 応急用食料・物資の支援に関すること。

(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。

(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。

(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。

(6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。

(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。

(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。

(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。

(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。

5 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (3) 被災中小企業の振興に関すること。

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。

8 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること。
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること。

9 関東地方整備局

(1) 災害予防

- ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- イ 通信施設等の整備に関すること。
- ウ 公共施設等の整備に関すること。
- エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- オ 官庁施設の災害予防措置に関すること。
- カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること。
- キ 豪雪害の予防に関すること。

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。
- イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。
- ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。
- エ 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。
- カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。
- キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。
- ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

10 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

11 第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること。
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

12 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

13 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

14 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。

15 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
- (3) 地殻変動の監視に関すること。

16 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。
- (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。

- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。

17 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
 - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。
 - エ 市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること。
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。
 - イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関すること。

第6 指定公共機関

1 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

2 日本赤十字社（千葉県支部）

- (1) 医療救護に関すること。
- (2) こころのケアに関すること。
- (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること。
- (4) 血液製剤の供給に関すること。
- (5) 義援金の受付及び配分に関すること。
- (6) その他応急対応に必要な業務に関すること。

3 日本放送協会（千葉放送局）

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
- (4) 被災者の受信対策に関すること。

4 成田国際空港株式会社

- (1) 災害時における空港の運用に関すること。
- (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。
- (3) 帰宅困難者対策に関すること。

5 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

- (1) 鉄道施設の保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 帰宅困難者対策に関すること。

6 日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。

7 日本通運株式会社

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する
こと。

8 東京電力パワーグリッド株式会社（成田支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の電力応急対策及び災害復旧に関すること。

9 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保。
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策。
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。
 - オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する
こと。
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

10 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関すること。

第7 指定地方公共機関

1 両総土地改良区

- (1) 用排水施設の整備と管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。

2 大多喜ガス株式会社、公益社団法人千葉県LPガス協会

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

3 日本航空株式会社、全日本空輸株式会社

- (1) 航空機の運航の安全と確保に関すること。
- (2) 旅客の安全確保に関すること。

4 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること。
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。

5 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること。
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

6 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。

7 公益社団法人千葉県看護協会

- (1) 医療救護活動に関すること。
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること。

8 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。

9 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 一般社団法人山武郡市医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること。
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること。

2 一般社団法人山武郡市歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること。
- (2) 医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

3 山武郡市薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。

- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- (3) 医療機関との連絡調整に関すること。

4 土地改良区

- (1) 用排水施設の整備と管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。

5 山武郡市農業協同組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
- (5) 農産物の需給調整に関すること。

6 千葉県森林組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

7 九十九里漁業協同組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること。
- (3) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

8 山武市商工会

- (1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- (4) 災害時における物価安定への協力に関すること。

9 社会福祉法人山武市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

10 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

11 医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること。

1 2 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

1 3 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底に関すること。
- (2) 防護施設の整備に関すること。

1 4 日本赤十字千葉県支部山武市地区

- (1) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。
- (2) 義援金品の募集及び配分に関すること。

1 5 地方独立行政法人さんむ医療センター

- (1) 医療救護班の編成、医療救護所の設置に関すること。
- (2) 医療救護活動に要する医薬材料品等の提供に関すること。

1 6 株式会社広域高速ネット二九六

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

第9 市民及び事業所等

1 市民

- (1) 自らの生命・身体・財産を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に務めること。
- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。

2 事業所

- (1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう務めること。
- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること。

3 区・自治会・自主防災組織

- (1) 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう務めること。
- (2) 市及び県が行う防災対策に協力するよう務めること。

4 ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

第2章 災害の想定

第1節 地勢概要等

第1 位置

市は、房総半島の北東部に位置し、県都千葉市や成田国際空港まで約10～30km、都心へも約50～70kmの距離にある。

また、日本有数の砂浜海岸である九十九里浜のほぼ中央で、約8kmにわたって太平洋に面し、総面積は146.77km²である。

第2 自然環境

1 地形・地質

市の地勢は大別して東側に九十九里海岸地帯（平地地帯）、その背後地としての広大な沖積平野が広がり、その西側は標高20～50mの北総台地で構成されており、これらは海岸線にほぼ並行に帯状に展開している。台地は、九十九里海岸に流下する作田川、木戸川等によって浸食が進み、樹枝状の谷底平野が入り込み、周辺との地盤高の違いのため、河川氾濫等による浸水の危険性はないと考えられる。

平地地帯は、市の中央部に広がる肥沃な土壌を持つ九十九里平野で、田園地帯を形成している。

北総台地の大部分が成田層と呼ばれる地質で、表層が関東ローム層、下層が砂及び粘性土の互層で構成されている。

また、作田川や木戸川等の河川は、北総台地を水源とし、低地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでいる。

2 気象

市の気候は、年平均気温は14～16℃と温暖で、降水量は1,400～2,000mm程度で推移している。

降雨量の季節的变化をみると、秋は台風の影響で集中的に降雨量が多くなっている。

第3 社会環境

1 人口

本市の人口と世帯数は、令和6年12月1日現在、47,784人、22,787世帯である。市域の人口は平成12年の国勢調査では6万人を超えてピークを迎えたが、その後は減少傾向に転じている。今後も人口の減少は続くものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計では令和27年には3万人を下回り、令和47年には15,000人程度にまで減少すると予測されている。

人口の減少とともに高齢化率の上昇が続いており、令和6年の高齢化率は35.8%に達する。これは、千葉県の平均（27.6%）及び全国平均（29.1%）を大きく上回っている。今後もこの傾向は継続するものと考えられ、国立社会保障・人口問題研究所から公表されている基礎データを元にした推計では、令和22年には高齢者数が生産年齢人口数を上回るとの結果が出ている。

2 交通

市の道路は、市北部をほぼ東西に圏央道が横断し、山武成東インターチェンジ及び松尾横芝インターチェンジが設置され、その松尾横芝インターチェンジ以東は銚子連絡道が開通している。この圏央道と平行して市中央部を東西に横断する国道 126 号が広域幹線道路として位置づけられ、その他県道 14 路線及び幹線市道により道路網が形成されている。

鉄道は、市の中央部を東西に J R 総武本線が走り、日向駅、成東駅、松尾駅があり、成東駅からは J R 東金線が南進し、大網駅、千葉駅に連絡している。成東駅から千葉駅まで各駅停車で約 50 分、東京駅までは特急により約 1 時間で連絡している。

第4 災害履歴

1 地震の履歴

これまでに本市に被害を及ぼした地震は、大正関東地震（1923 年）、千葉県東方沖地震（1987 年）、東北地方太平洋沖地震（2011 年）などが挙げられる。

〈千葉県における地震災害の履歴〉

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に、被害。死者 20 人、家屋全壊 82 戸。
1923 大正 12	9. 1	大正関東地震	M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2 ～ 3 m の津波。死者 1 人。
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	M6. 1 震源：千葉県北東部（震源の深さ：約 52 km）	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。県内での被害なし。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6. 0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9. 0 震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18. 8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23. 7km ² に達した。死者は 20 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 251 名。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6. 1	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14, 800 軒以上に断水が発生した。
2018 平成 30	7. 7	千葉県東方沖地震	M6. 0	被害なし。
2019 令和元	5. 25	千葉県北東部地震	M5. 1	県内で軽傷者 1 人（千葉市）。

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
2020 令和2	6.25	千葉県東方沖地震	M6.1	県内で重症者1人（市原市）、軽傷者1人（いすみ市）。

（千葉県地域防災計画を編集）

2 東日本大震災の被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0の大規模な地震で、これまでの想定を超えた巨大津波により東日本沿岸に大きな被害をもたらした。さらに、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

本市では、震度5強の揺れを観測、海岸に津波が押し寄せた。この災害により死者1名、重傷者2名のほか、多数の建物や道路に被害が発生した。

(1) 地震

発生日時	平成23年3月11日（金）午後2時46分頃
震源地及び地震の規模	牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖 震源の深さは24km、モーメントマグニチュード [※] 9.0、国内最大震度7
市内震度	成東庁舎・山武出張所（あららぎ館）・松尾出張所「震度5弱」、蓮沼出張所「震度5強」

※モーメントマグニチュードとは高度で正確なマグニチュード計算法で、著しく大きな地震が発生したときや地震被害想定を行うときに使用されます。

(2) 津波

津波の高さ	銚子：第1波が0.5m（午後3時13分）、最大波が2.4m（午後5時22分） （気象庁発表）
津波浸水範囲面積	- 平成23年3月23日現地調査時の図上実測（山武市農林水産課） 農地冠水被害4.22km²（田3.32km²、畑0.9km²） - 平成23年4月18日（国土地理院） 山武市6km²（田2km²、その他農用地1km²、森林1km²、建物用地1km²、海浜1km²他） - 平成23年7月28日（千葉県防災危機管理監防災危機管理課） 山武市浸水面積9.4km²、山武市最大陸地到達距離2,960m（松尾町折戸地先） 山武市最大浸水深地表から1.79m（小松浜産業道路付近） 木戸川遡上距離河口から約8kmの山武市新田越橋付近まで

(3) 避難者

避難所	13か所開設
避難者	累計避難者数：合計3,995人（内福祉避難所246人） 最大避難者数：合計2,149人（3月11日20:00）

(4) 被災状況

人的被害	死者1名、重傷者2名
ライフライン被害	- 電気 午後2時48分から停電し、翌3月12日午後2時47分に最終復旧。東京電力計画停電に関しては、本市が災害救助法の適用を受けたことにより対象区域外となる。 - 水道 山武郡市広域水道企業団の給水区域の全域（11,000戸）において、断

	減水し、翌3月12日（土）午前7時より拠点給水を開始する。15日（火）午後8時15分に全戸復旧する。 ・道路 204箇所（成東地区83箇所、山武地区60箇所、蓮沼地区28箇所、松尾地区33箇所）
建物被害	全壊48棟、大規模半壊183棟、半壊381棟、床下浸水275棟、一部破損345棟
被災世帯	全壊33世帯、大規模半壊104世帯、半壊（床上浸水含む）190世帯、床下浸水176世帯、一部破損669世帯

3 風水害の履歴

これまでに本市で発生した風水害は、次のとおりである。

〈山武市で発生した風水害〉

年 月 日	種 別	総雨量	時間最大雨量	被害状況	データ出典
昭和61年8月4日	台風10号	179mm	38mm		山武
昭和63年8月10～11日	大雨	100mm	15mm		山武
平成元年7月31日	大雨	152mm	28mm		山武・成東
平成2年11月4日	大雨	58mm	26mm		山武
平成3年9月8日	台風15号	123mm	39mm		山武・成東
平成3年9月19日	大雨	137mm	19mm		山武・成東
平成3年10月8～10日	大雨	87mm	14mm		成東
平成3年10月11～13日	台風21号	167mm	11mm		山武・成東
平成5年7月5日	大雨	108mm	32mm		山武
平成5年8月28日	台風11号	113mm	32mm		山武
平成7年9月17日	台風12号	114mm	16mm		山武・成東
平成8年9月22日	台風17号	224mm	33mm	建物被害 99戸 床上浸水42世帯、床下浸水26世帯（作田川）、 がけ崩れ	山武
平成11年10月27日	大雨	200mm	75mm	床上浸水9世帯、床下浸水13世帯（作田川）	山武
平成12年5月24日	大雨	37mm	37mm		山武
平成12年7月7～8日	台風3号	125mm	17mm		山武・成東
平成12年9月11日	大雨	25mm	11mm		山武
平成13年8月21～22日	台風11号				成東
平成13年10月10日	大雨	171mm	23mm	建物被害41戸 床上浸水8世帯、床下浸水21世帯（作田川）、 がけ崩れ	山武
平成14年7月10日	台風6号	37.5mm			成東
平成14年7月16日	台風7号	41mm			成東
平成14年9月6～8日	大雨				成東
平成14年10月1日	台風21号				山武・成東
平成15年8月15日	大雨	160mm			成東
平成16年9月4日	大雨	163mm	53mm		山武
平成16年10月9日	台風22号	190mm	45mm	床上浸水17世帯、床下浸水49世帯（作田川）	山武
平成17年7月26～27日	台風7号				成東
平成17年8月25～26日	台風11号	91mm	11mm		山武・成東 ・蓮沼
平成17年9月24～25日	台風17号				
平成18年10月6日	大雨	170mm	13mm	床下浸水1世帯	山武市
平成18年12月26日	大雨	122mm	18mm	床下浸水3世帯	山武市
平成19年7月14～15日	台風4号	217mm	51mm		山武市

総則編 第2章 災害の想定 第1節 地勢概要等

年 月 日	種 別	総雨量	時間最大雨量	被害状況	データ出典
平成19年9月6～7日	台風9号	505mm	105mm	非住家半壊1件 農作物に被害	山武市
平成19年9月12日	大雨	77mm	26mm		
平成20年4月8日	大雨	36mm	4mm	床下浸水1件	
平成20年4月18日	大雨	580mm	12.5mm		
平成20年8月29日	大雨	40.5mm	33mm		気象庁
平成20年8月30日	大雨	15mm	8mm		気象庁
平成20年9月19～20日	台風13号	96.5mm	24.5mm		気象庁
平成20年9月21日	大雨	61.5mm	31.5mm	がけ崩れ1件	山武市 気象庁
平成20年9月22日	大雨	29.5mm	27mm		気象庁
平成21年8月10日	台風9号	69mm	27.5mm		気象庁
平成21年8月31日	台風11号	63mm	13mm	非住家全壊1件	山武市 気象庁
平成21年10月8～9日	台風18号 及び竜巻	56mm	20mm	非住家全壊1件、住家 一部破損6件	山武市 気象庁
平成21年10月14日	大雨	22mm	19.5mm		気象庁
平成21年10月26日	台風26号	88mm	14mm		気象庁
平成22年9月8日	台風8号	120mm	39.5mm		気象庁
平成22年9月16日	大雨	40mm	18.5mm		気象庁
平成22年9月28日	大雨	74mm	25mm	がけ崩れ2件（内住家 一部破損1件）	山武市 気象庁
平成22年10月10日	大雨	102.5mm	42mm		気象庁
平成22年10月30日	台風14号	72.5mm	11.5mm		気象庁
平成22年10月31日～11 月1日	大雨 （突風）	41.5mm	24mm	床下浸水3件、突風に よる住家被害18件、が け崩れ9件（住家被害 無を含む）	山武市 気象庁
平成22年12月21～22日	大雨	37mm	13mm		気象庁
平成23年5月29日	大雨	71mm	14.5mm		気象庁
平成23年9月21～22日	台風15号	89.5mm	10mm	農作物・農業施設被害 有	山武市 気象庁
平成23年10月5～6日	大雨	122mm	29.5mm		気象庁
平成23年10月22日	大雨	74.5mm	23.5mm		気象庁
平成24年6月19～20日	台風4号	42.5mm	14mm	非住家全壊1件	山武市 気象庁
平成24年8月11日	大雨	14.5mm	14.5mm	床下浸水1件	気象庁
平成24年9月12日	大雨	7.5mm	4.5mm		気象庁
平成24年10月5日	大雨	37.5mm	30.5mm		気象庁
平成25年9月5日	大雨	63mm	58mm		気象庁
平成25年10月15～16日	台風26号	249.5mm	28mm	床上浸水26件、床下浸 水48件、農業施設・農 作物被害有	山武市
平成25年10月20日	大雨	56mm	17mm		山武市
平成25年10月25～26日	台風27号	52.5mm	12mm		山武市
平成26年2月14～15日	大雨	111.5mm	13.5mm	床下浸水8件、土砂崩 れ2件	山武市
平成26年10月6日	台風18号	159mm	24.5mm	住家被害、農作物・農 業施設被害有	気象庁
平成28年8月22日	台風9号	70.5mm	15mm	倒木・住家被害、農作 物・農業施設被害有	気象庁
平成28年9月13日	大雨 （突風）	88.5mm	63.5mm	床下浸水1棟、住家被 害、倒木、農作物・農 業施設被害有	気象庁
平成29年10月22～23日	台風21号	249.5mm	28mm	床上・床下浸水485棟、 倒木、農作物・農業施 設被害有	山武市

総則編 第2章 災害の想定 第1節 地勢概要等

年 月 日	種 別	総雨量	時間最大雨量	被害状況	データ出典
令和元年9月8～9日	台風15号	132.5mm	32.5mm	床上浸水52件、床下浸水10件 土砂崩れ7件 全壊4件、半壊53件、一部損壊2578件 停電約17,700世帯	気象庁 千葉県
令和元年10月10～13日	台風19号	85.0mm	12.0mm	床下浸水61件	内閣府
令和元年10月24～26日	大雨	125.5mm	34.5mm	床上浸水52件、床下浸水48件 一部損壊257件	気象庁 千葉県
令和2年4月13日	大雨・暴風	68mm	24mm	がけ崩れ1件	千葉県
令和3年7月1日	大雨	246mm	21.5mm	なし、高齢者等避難	気象庁
令和3年8月8日	台風10号	213mm	32.5mm	なし、高齢者等避難	気象庁
令和4年1月6日	大雪	-	-	軽症者2人	千葉県
令和5年9月8～9日	台風13号	274mm	43mm	床上浸水61件、床下浸水48件 一部損壊69件	気象庁 千葉県

出典：山武市資料、アメダス横芝光観測データ

データ出典：「山武」は旧山武町、「成東」は旧成東町、「蓮沼」は旧蓮沼村、「気象庁」はアメダス横芝光観測データ、「千葉県」は千葉県防災ポータルサイト（被害状況等）の略である。旧松尾町については、被害記録はない。

※台風については、警戒配備体制をとったが降雨がなく、風についても被害がなかったものについては掲載していません。

第2節 災害の想定

第1 地震・津波の想定

1 想定条件

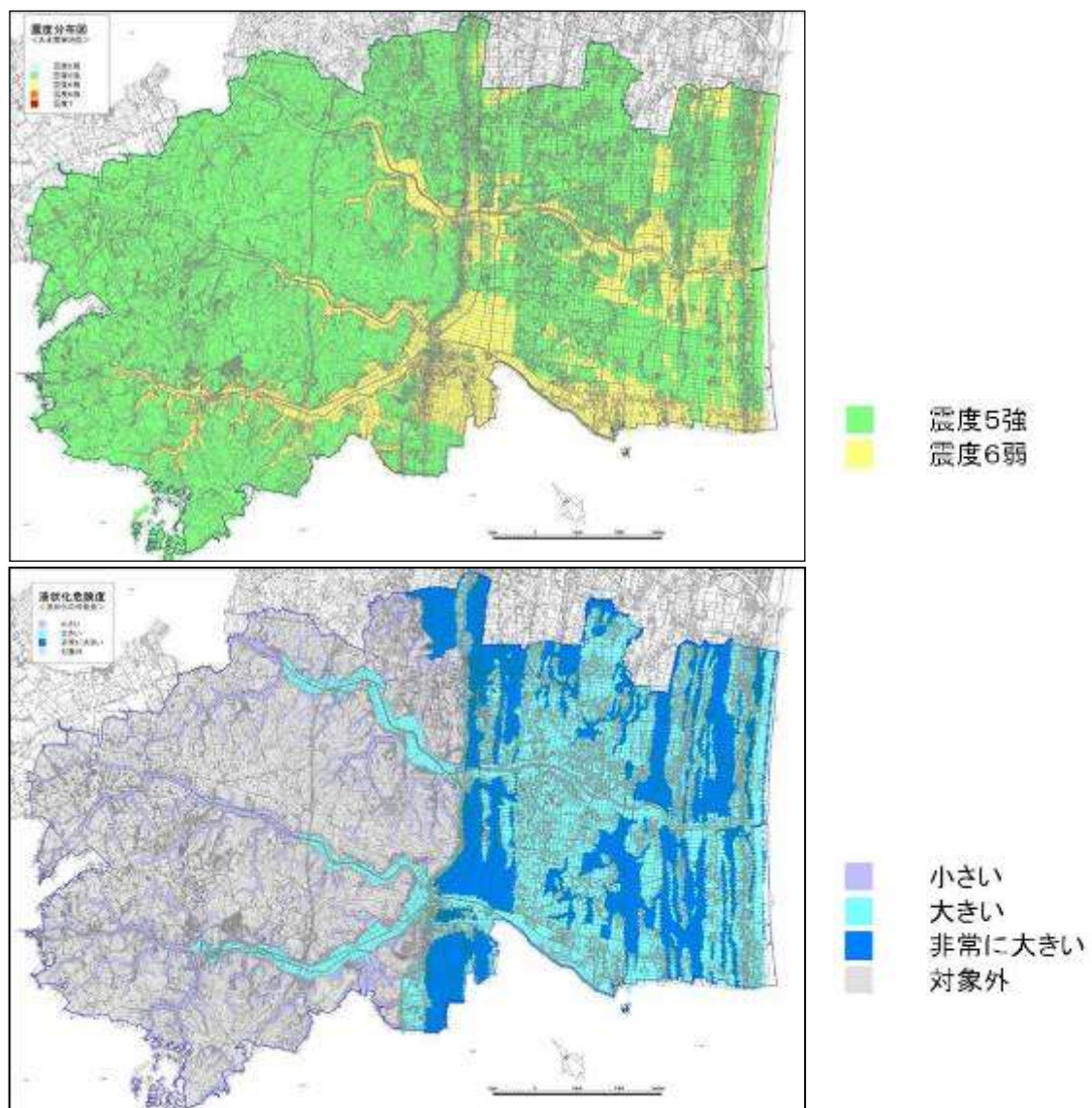
地域防災計画の前提とする地震及び津波は、防災アセスメント調査（平成25年3月）に基づき、次の地震及び津波とする。想定条件は、次のとおりである。

〈想定地震の条件〉

	震源	マグニチュード	条件
地震	大正関東地震（関東大震災）	7.9	冬季18時
津波	明治三陸型地震が三重会合点まで南下したケース（沿岸波高10m）	8.7 （モーメントマグニチュード）	—

2 地震被害

（1）震度・液状化

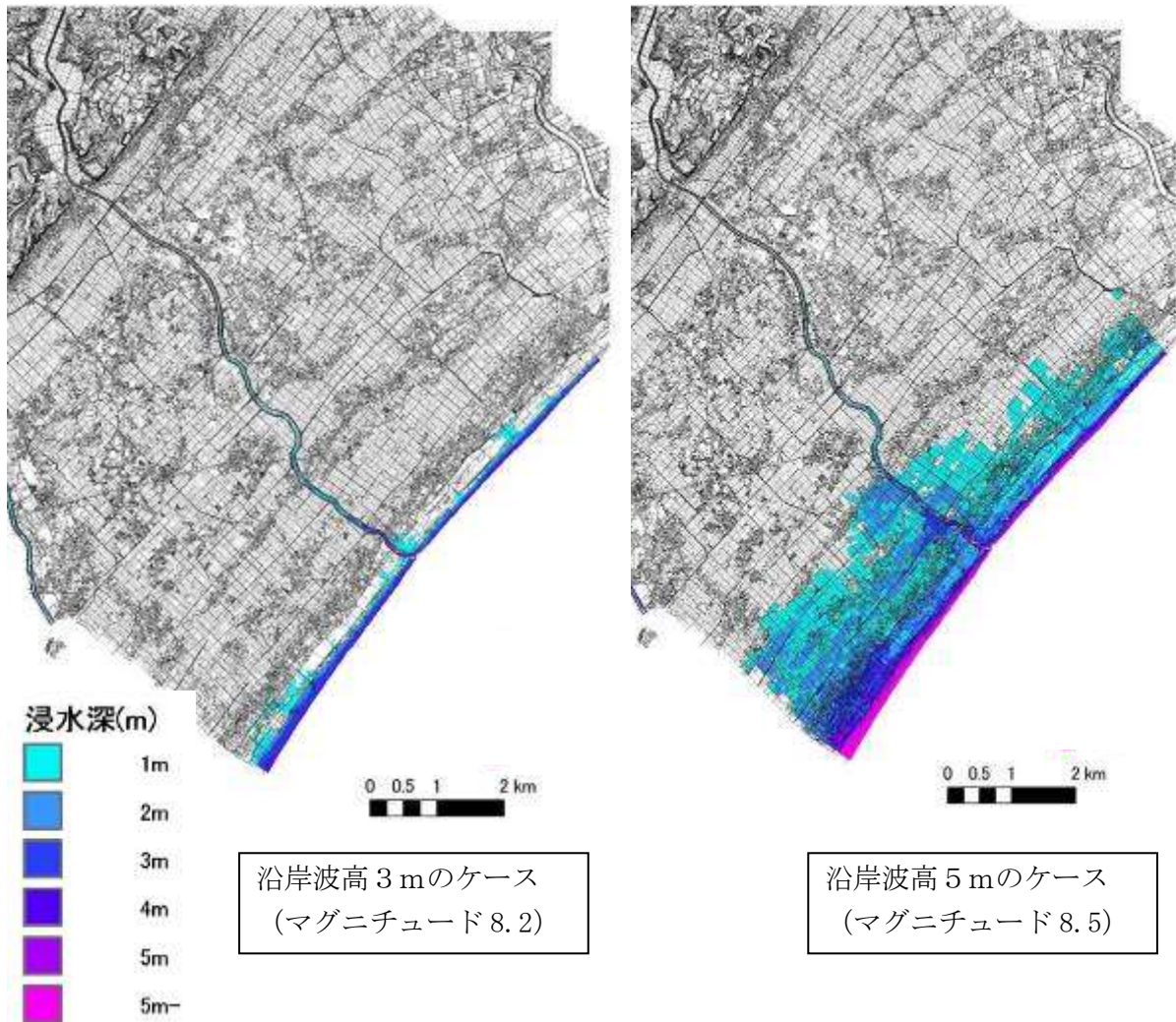


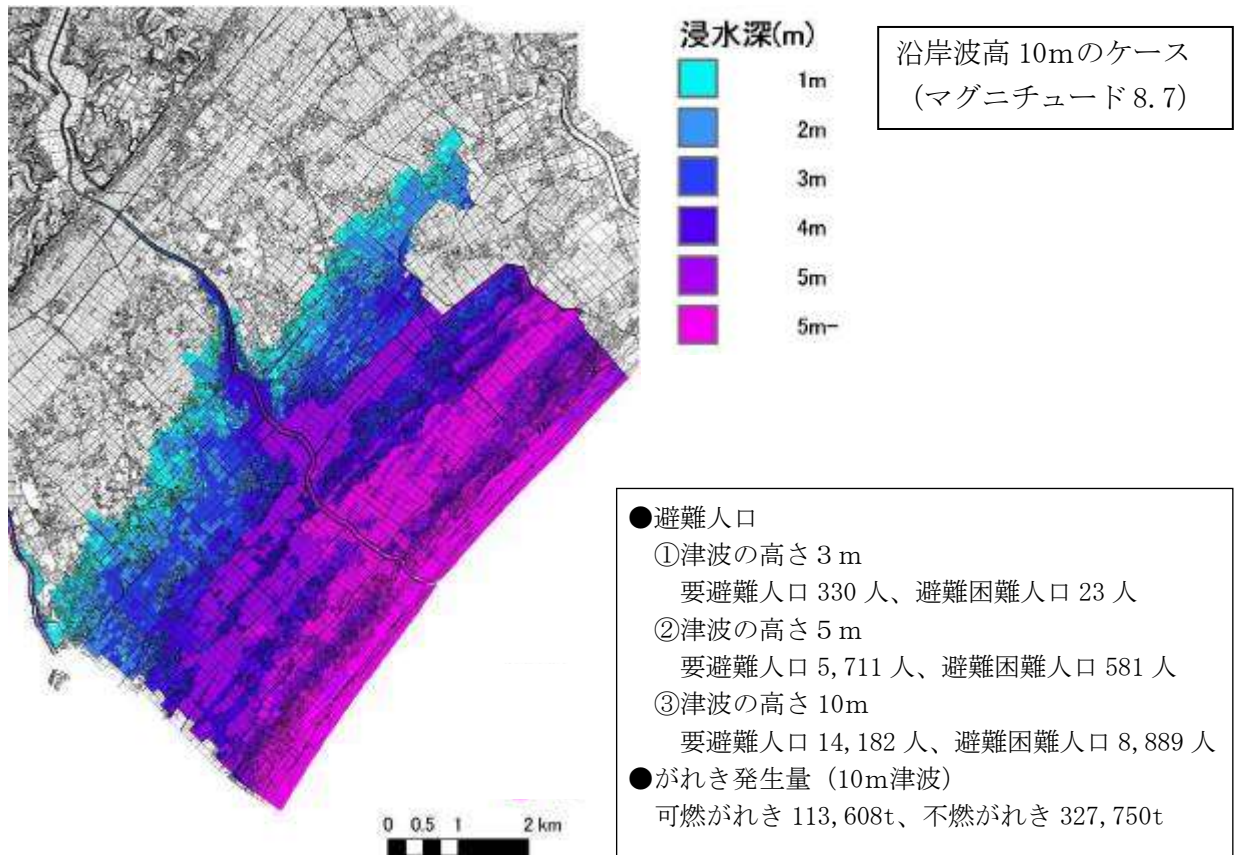
(2) 被害

項 目		数 量
原因別建物全壊棟数	揺れ	全壊5棟、半壊415棟
	液状化	全壊25棟、大規模半壊334棟、半壊604棟
	急傾斜地崩壊	大破5棟、中破10棟
火災	炎上出火	1件未満
	焼失棟数	0棟
人的被害	死者	建物倒壊1人
	重傷者	建物倒壊1人
	負傷者	建物倒壊90人、急傾斜地崩壊1人
避難者（1日後）		避難者5,207人（うち避難所避難者3,124人）
震災廃棄物		可燃がれき590t、不燃がれき1,680t

3 津波被害

津波は、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月）と同様な海溝型地震として、山武市沿岸水深1mにおける平均波高が概ね3m、5m、10mとなる断層モデルを設定したものである。





第2 洪水浸水の想定

作田川、木戸川及び真亀川は、水防法に基づく水位情報周知河川に指定され、千葉県によって洪水浸水想定区域図が作成されている。市はハザードマップを作成、公表しており、この洪水浸水範囲を本計画の前提とする。

1 想定条件

洪水浸水想定的前提条件は、想定最大規模（1,000年に1度の大雨）で、想定雨量は次のとおりである。

〈想定条件〉

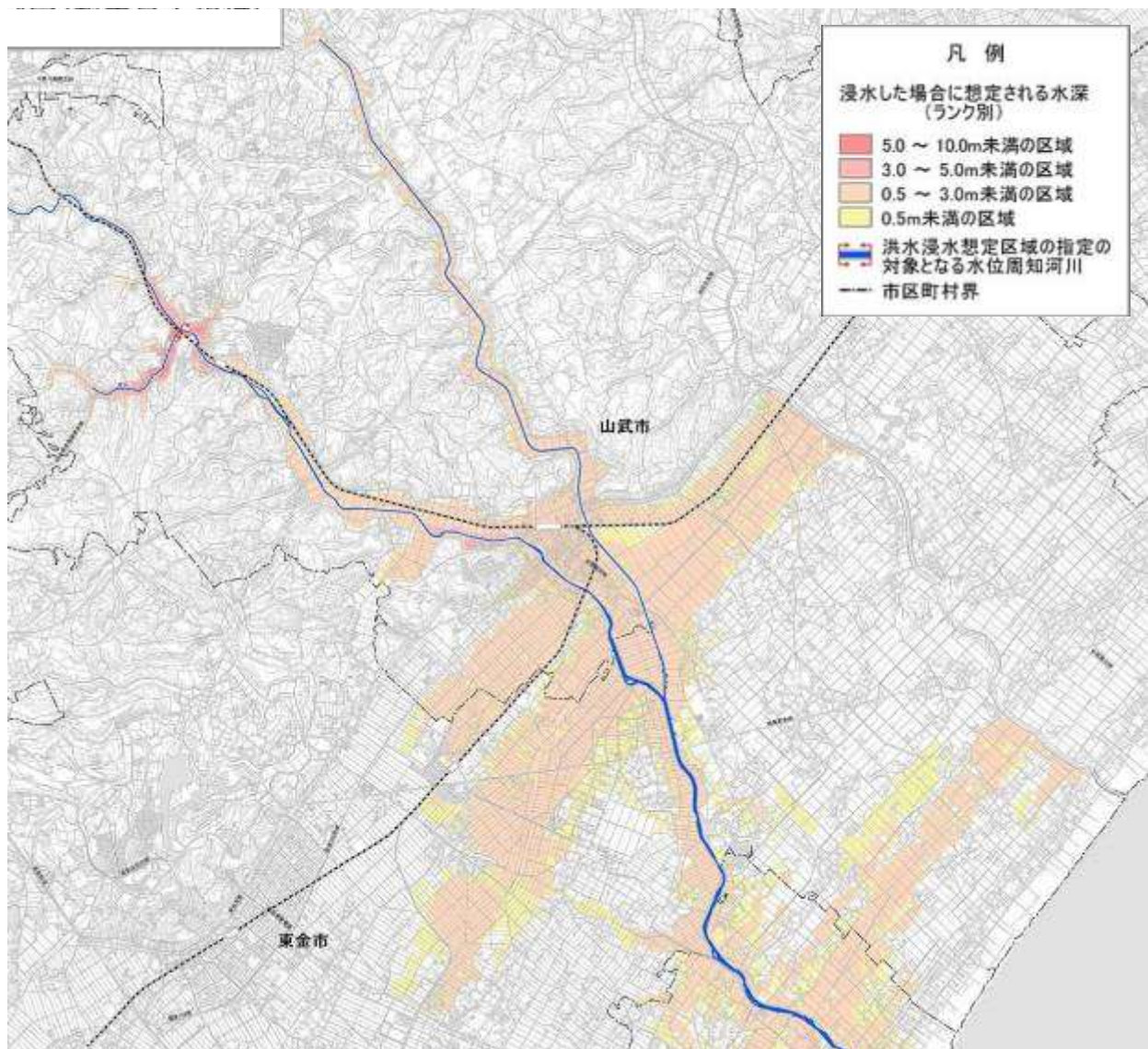
作田川（境川・源川含む）	作田川流域の24時間雨量が686.5mm
木戸川	木戸川流域の24時間雨量が676.5mm
真亀川（十文字川含む）	真亀川流域の24時間雨量が690.0mm

2 浸水範囲等

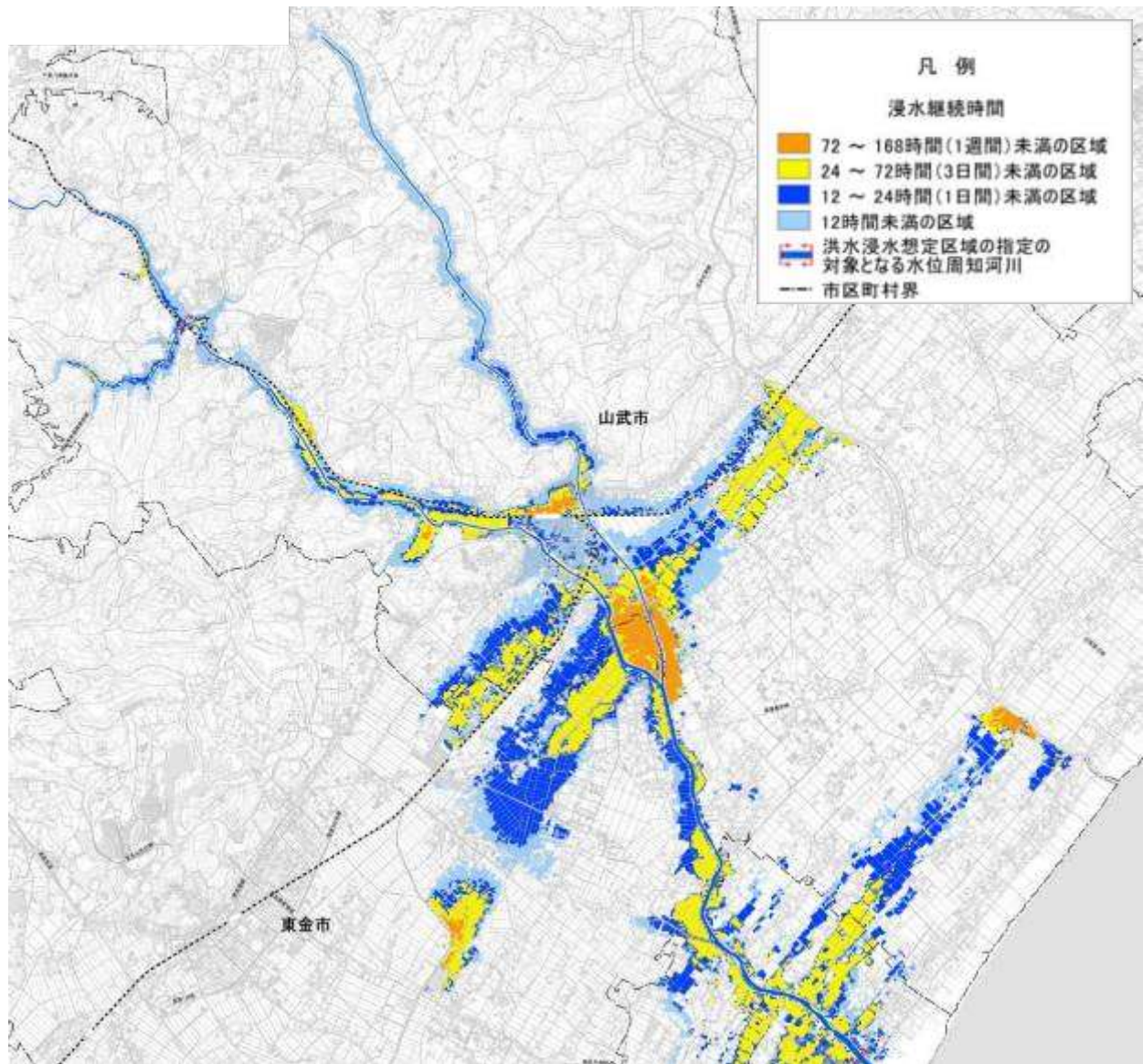
(1) 作田川洪水浸水想定区域

想定最大規模では0.5～3.0m未満の浸水区域が多く、作田川と支川境川沿いに線状に分布するほか、成東駅付近を中心に鉄道路線沿いには拡がりをもって分布している。作田川本川の上流部では浸水深が大きくなる傾向があり、日向駅より上流側では5.0～10.0mに達するほか、成東駅西側の一部でも3.0～5.0mに達する場所がある。

浸水継続時間は作田川と境川の合流点付近で72～168時間（1週間）の範囲が広がっており、周辺に行くに従って継続時間は短くなっている。このほかにも局所的に浸水継続時間が長い場所があり、成東駅の北側とそれより上流の作田川沿いの一部に72～168時間（1週間）の範囲が分布するほか、木戸川の県道122号及び124号の交差点付近にもやや広く分布している。



作田川水系作田川浸水想定区域図（想定最大規模）

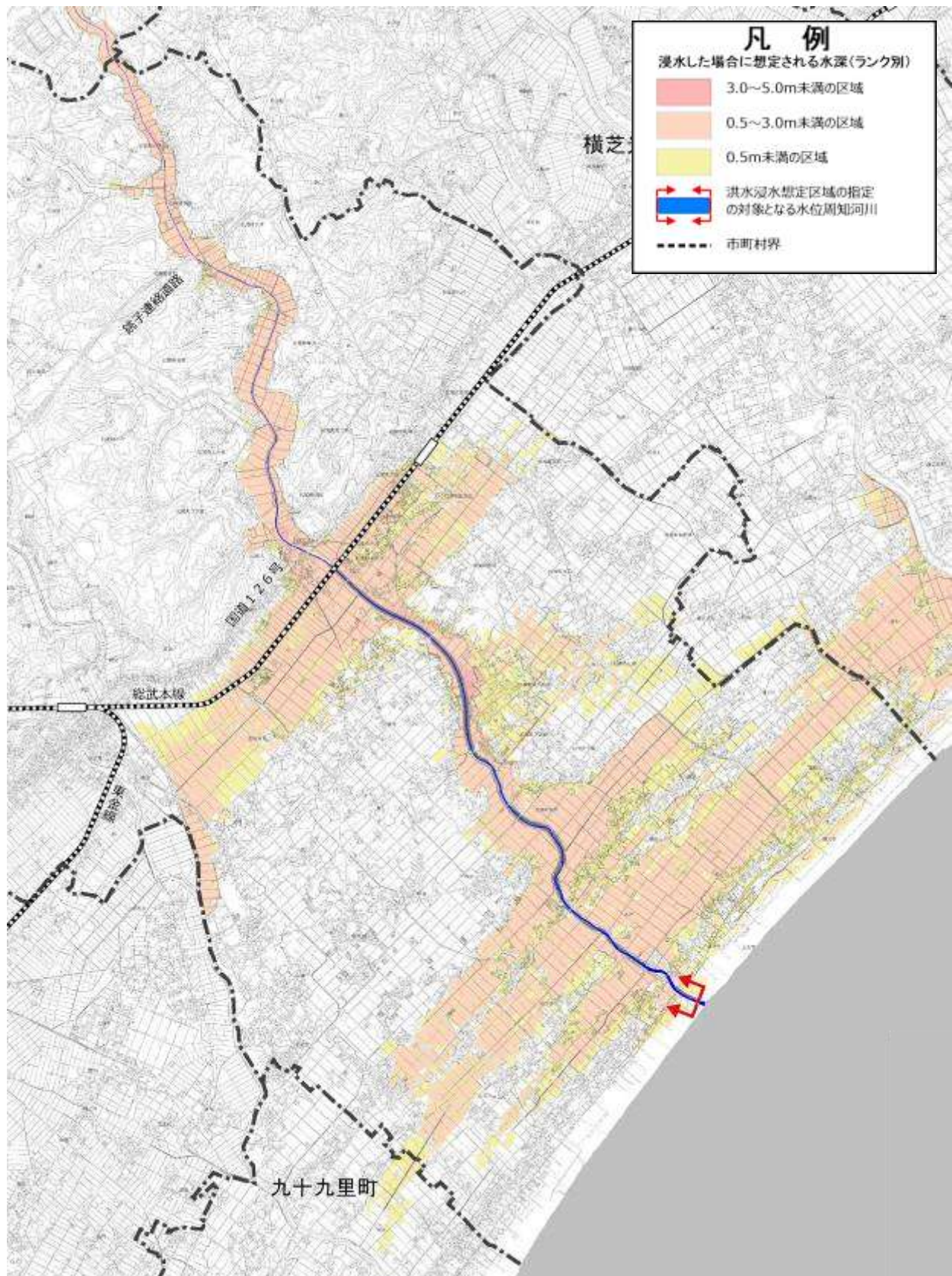


作田川水系作田川浸水想定区域図（浸水継続時間）

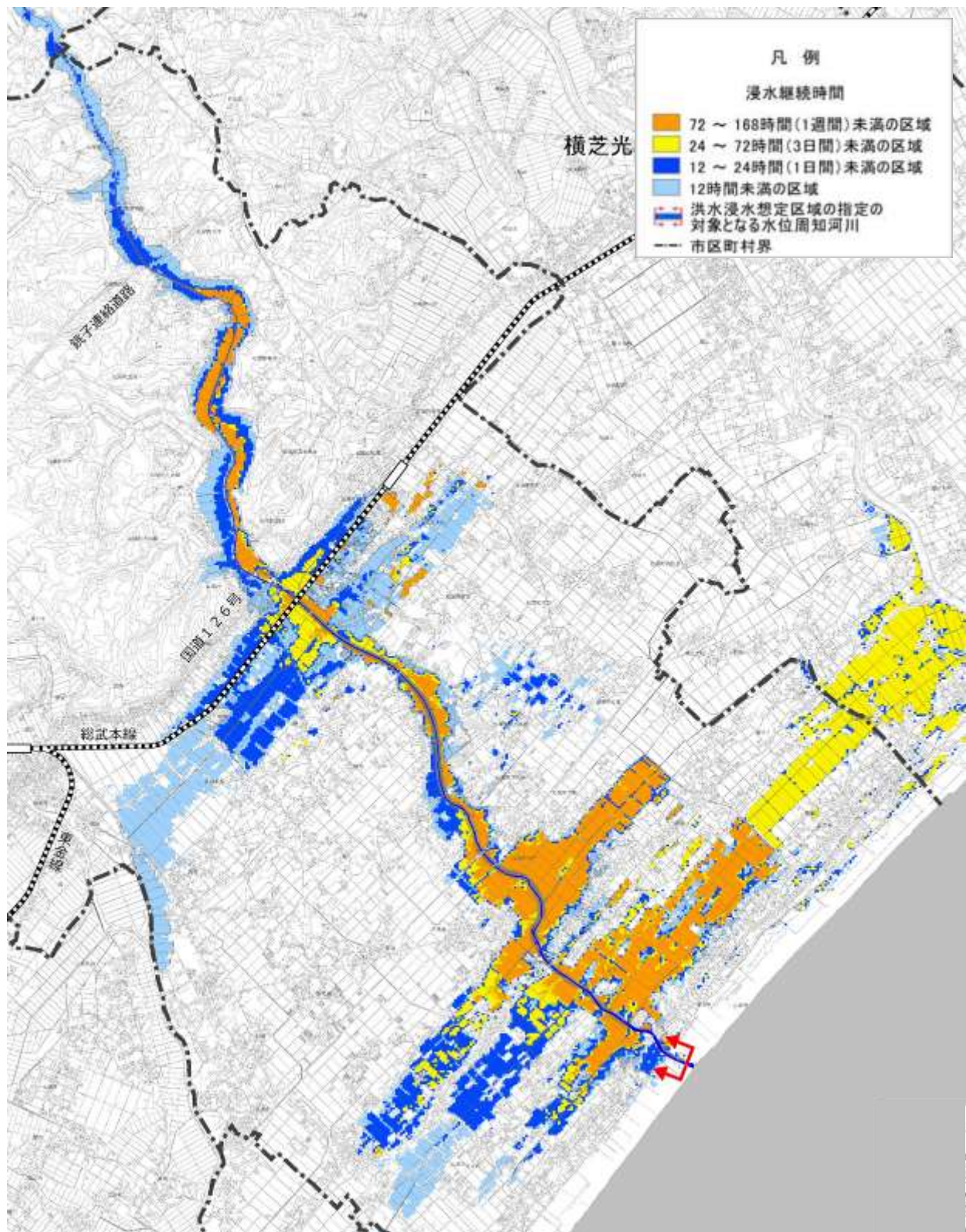
(2) 木戸川洪水浸水想定区域

想定最大規模では河道沿いに浸水域が分布するほか、総武本線沿いと沿岸部に広がる砂丘間低地部では浸水域が面的に分布している。浸水深の多くは0.5～3.0m未満となっているが、河口より3km以上内陸川では3.0～5.0m未満の浸水域も点在している。

浸水継続時間は河道に近いほど長く、特に左岸側の多くの範囲で72～168時間（1週間）未満となっている。砂丘間低地部の浸水範囲では特に浸水継続時間が長い傾向があり、左岸側だけでなく右岸側でも72～168時間（1週間）未満の範囲がまとまって見られる。



木戸川水系木戸川浸水想定区域図（想定最大規模）

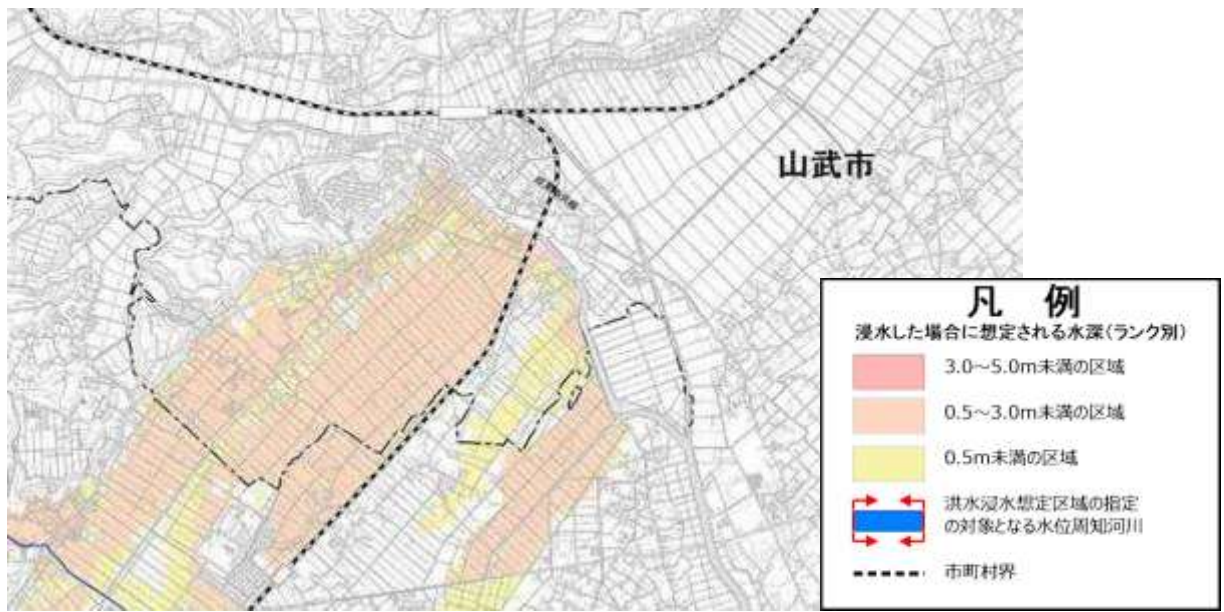


木戸川水系木戸川浸水想定区域図（浸水継続時間）

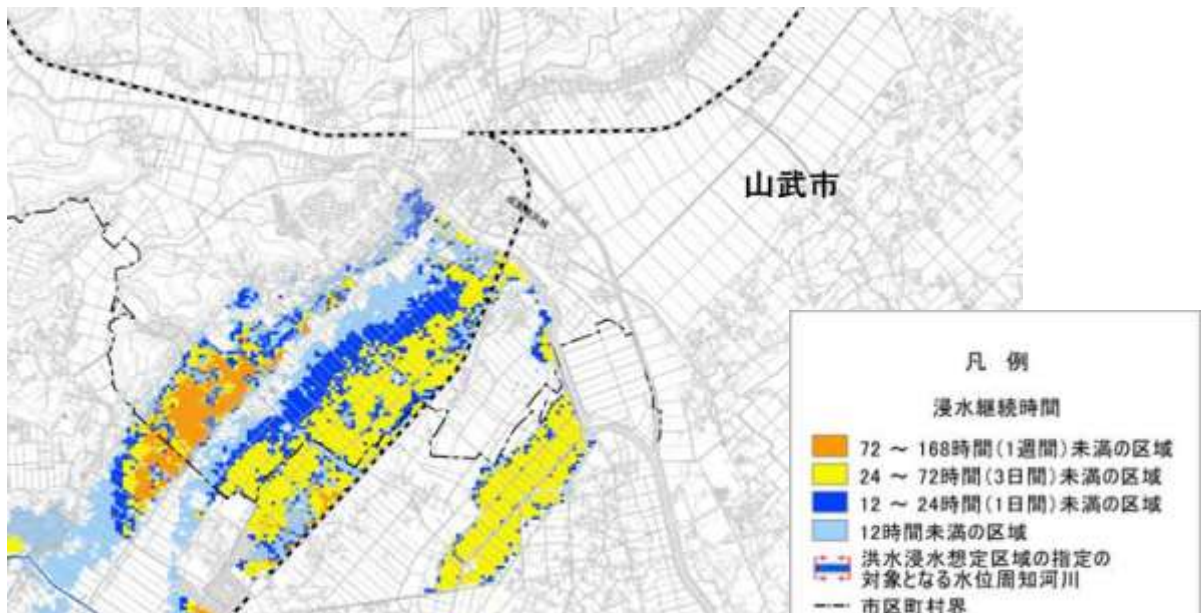
(3) 真亀川洪水浸水想定区域

真亀川の浸水想定区域は、本市内においては成東駅東側の東金線沿線に限られている。想定最大の場合の最大浸水深は0.5m～3.0m未満であり、それらの範囲は東金線の北側にまとまって見られる。東金線の南側では、0.5m未満の浸水深が中心となっている。

浸水継続時間は浸水想定区域の北側で長く、72～168時間（1週間）未満の範囲がまとまって分布している。一方、浸水想定区域の南側では最長でも24～72時間（3日間）の浸水継続時間である。



真亀川水系真亀川浸水想定区域図（想定最大規模）



真亀川水系真亀川浸水想定区域図（浸水継続時間）

第3 土砂災害の想定

土砂災害の危険箇所として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域を14箇所指定し、有害行為の規制や急傾斜地の保全を行っている。

また、県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）220箇所（うち土砂災害特別警戒区域 217箇所）を指定し、警戒避難体制の整備や開発制限等を行っている。

併せて、山地災害については山地災害危険地区（山腹崩壊）81箇所が把握されている。

第4 大規模事故の想定

大規模事故は、多数の被害者の発生や、住民や市域の環境に重大な影響を与える次の事故を想定する。

- (1) 大規模火災〔第1節 大規模火災対策〕
- (2) 林野火災〔第2節 林野火災対策〕
- (3) 危険物等の爆発・炎上・危険物質の漏出等〔第3節 危険物等災害対策〕
- (4) 油等海上流出事故〔第4節 油等海上流出災害対策〕
- (5) 船舶の転覆等による海上事故〔第5節 海上事故災害対策〕
- (6) 航空機の墜落・炎上による事故〔第6節 航空機事故災害対策〕
- (7) 鉄道の脱線等による事故〔第7節 鉄道事故災害対策〕
- (8) 車両の多重事故、道路・橋梁の損壊等による事故〔第8節 道路事故災害対策〕
- (9) 放射性物質を取り扱う施設等での事故〔第9節 放射性物質事故対策〕
- (10) 大規模停電〔第10節 大規模停電対策〕

※〔 〕は大規模事故編 第2章の節の名称を示しており、これらの事故への対策を記載している。

